

官報

号外 昭和四十九年三月十九日

第七十二回 衆議院會議録 第十八号

昭和四十九年三月十九日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和四十九年三月十九日

正午開議

第一 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件 (前会の続)

第二 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (前会の続)

第三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律案 (第七十一回国会、左藤恵君外八名提出)

第四 総理府設置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第五 外務省設置法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出) (参議院送付)

第六 厚生省設置法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出) (参議院送付)

第七 商法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出) (参議院送付)

第八 株式会社法の監査等に関する商法の特例

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

人事官任命につき同意を求めるの件等三件

第九 商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案 (第七十一回国会、内閣提出) (参議院送付)

第十 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

第十一 学校教育法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出)

○本日の會議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件
中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件 (前会の続)

日程第二 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (前会の続)

日程第三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律案 (第七十一回国会、左藤恵君外八名提出)

日程第四 総理府設置法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出)

案(内閣提出)

日程第五 外務省設置法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出) (参議院送付)

日程第六 厚生省設置法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出) (参議院送付)

日程第七 商法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出) (参議院送付)

日程第八 株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案 (第七十一回国会、内閣提出) (参議院送付)

日程第九 商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案 (第七十一回国会、内閣提出) (参議院送付)

日程第十 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日程第十一 学校教育法の一部を改正する法律案 (第七十一回国会、内閣提出)

午後零時七分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

○議長(前尾繁三郎君) 去る十四日上程されました公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案については、委員長報告の中に党名呼称の錯誤があったため、民社党はこれに対する賛成の態度を表明することができなかったため、念のための確認をいたします。

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、起立多数であったことが確認されました。

人事官任命につき同意を求めるの件
中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) おはかりいたします。

内閣から、人事官に加藤六美君を、中央更生保護審査会委員に川嶋眞一君を、日本銀行政策委員会委員に橋井眞君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、人事官及び日本銀行政策委員会委員の任命について申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員の任命について申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

日程第一 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めの件 (前会の続)

日程第二 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めの件 (前会の続)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めの件、日程第二、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めの件、右両件を一括して議題とし、前会の議事を継続いたします。

両件を一括して採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(第七十一回国会、左藤恵君外八名提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、伝統的工芸品産業の振興に関する法律案を議題といたします。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十八年九月二十二日

提出者

左藤 恵 稲村佐四郎
田中 六助 羽田野忠文
板川 正吾 中村 重光
野間 友一 近江巳記夫
玉置 一徳
賛成者
安倍晋太郎外四百十四名

(目的)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律

第一条 この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではなく、受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさや潤いを与え、ともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(伝統的工芸品の指定等)

第二条 通商産業大臣は、伝統的工芸品産業審議会の意見をきいて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

一 主として日常生活の用に供されるものであること。

二 その製造過程の主要部分が手工的であること。

三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。

四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

五 一定の地域において少なくとも数の者がその製造を行ない、又はその製造に従事しているものであること。

2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行なうものとする。

3 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人で工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とするものは、当該工芸品が伝統的工芸品として指定されるよう都道府県知事(当該工芸品の製造される地域の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下次条第一項において「指定都市」という。)の区域に属する場合にあつては、当該指定都市の長)を経由して通商産業大臣に申し出ることができる。

4 通商産業大臣は、伝統的工芸品の指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

5 通商産業大臣は、伝統的工芸品が第一号各号に掲げる要件の一に該当しなくなったときは、伝統的工芸品産業審議会の意見をきいて、その指定を解除することができる。

6 第四項の規定は、伝統的工芸品の指定の解除について準用する。

(振興計画の作成等)
第三条 伝統的工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人(以下「協同組合等」という。)は、伝統的工芸品産業に関する振興計画(以下「振興計画」という。)を作成し、これを都道府県知事(当該振興計画に係る伝統的工芸品の製造される地域の全部が指定都市の区域に属する場合にあつては、当該指定都市の長。以下同じ。)を経由して通商産業大臣に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を附して、通商産業大臣に送付するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、振興計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(振興計画の内容)
第四条 振興計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項

二 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項

三 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項

四 需要の開拓に関する事項

五 作業場その他作業環境の改善に関する事項

六 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事項

七 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項

八 高齢者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項

九 その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

(認定振興計画の実施に要する経費の補助)

第五条 国及び地方公共団体は、第三條第一項の認定を受けた振興計画(以下「認定振興計画」という。)に基づく事業を実施する協同組合等に対して、当該事業を実施するのに必要な経費の一部を補助することができる。

(認定振興計画の実施に要する資金の確保等)

第六条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(税制上の措置)

第七条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業の実施を円滑に推進するため税制上

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めの件外一件 伝統的工芸品産業の振興に関する法律案

必要な措置を講ずるものとする。

(表示)

第八条 協同組合等は、その直接又は間接の構成員である伝統的工芸品を製造する事業者の製造する伝統的工芸品について、伝統的工芸品として指定されているものであることの表示を附することが出来る。

(指導及び助言)

第九条 通商産業大臣は、伝統的工芸品を製造する事業者に対し、伝統的工芸品産業の振興に關し必要な指導及び助言をすることが出来る。

(報告の徴収)

第十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、認定振興計画に基づく事業を実施している協同組合等に対し、その実施状況について報告を求めることができる。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、特に必要があるとき、認定振興計画に基づく事業を実施している協同組合等の直接又は間接の構成員である伝統的工芸品を製造している事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(伝統的工芸品産業審議会)

第十一条 通商産業省に、附屬機関として、伝統的工芸品産業審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、伝統的工芸品産業に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に關し通商産業大臣に意見を述べることが出来る。

4 審議会は、委員二十五人以上以内で組織する。

5 委員は、伝統的工芸品産業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 委員は、非常勤とする。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令

で定める。

(伝統的工芸品産業振興協会の設立)

第十二条 協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会(以下「協会」という。)と称する全国を通じて一個の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することが出来る。

(協会の業務)

第十三条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 伝統的工芸品の製造の事業に關する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に關し調査、研究及び指導を行なうこと。

二 展示会の開催その他需要の開拓を行なうこと。

三 會員に対し、伝統的工芸品に關する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行なうこと。

四 振興計画の作成及びその実施について指導、助言等を行なうこと。

五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に關する研究を行なうこと。

六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行なうこと。

七 伝統的工芸品に關する資料の収集及び調査を行なうこと。

八 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

(名称の使用制限)

第十四条 協会でない者は、伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いてはならない。

(協会に対する補助)

第十五条 国及び地方公共団体は、協会に対し、第十三条の業務を行なうのに必要な経費の一部を補助することが出来る。

報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十七条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にその名称中に伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いている者については、第十四条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中組織工業審議会の項の次に次のように加える。

伝統的工芸品産業審議会

伝統的工芸品産業に關する重要事項を調査審議すること。

理由

一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではごくまれに受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、国民の生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資するため、このような伝統的工芸品の産業の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一億六千万円の見込みである。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長濱野清吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○濱野清吉君(登壇) たいだいま議題となりました伝統的工芸品産業の振興に關する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、伝統的工芸品は、昔から、民衆の生活の中ではごくまれ、受け継がれてきたものであり、国民の生活を多様化し、豊かさや潤いを与えるものでありまして、近年、国民各層にそのよさがあらためて見直され、伝統的工芸品産業に対する関心が急速に高まってきております。しかし、その反面、伝統的工芸品産業は、後継者の確保難、原材料の入手難、伝統的技術の消滅のおそれ等、幾多の困難に直面し、その存立基盤を喪失しかねない実情にあります。

本案は、このような実情にかんがみ、伝統的工芸品産業の実態に即した施策を講じ、その振興をはかるうとするものであります。

そのおもな内容は、

第一に、通商産業大臣は、伝統的工芸品産業審議会の意見を聞いて、伝統的な方法により製造される工芸品を伝統的工芸品として指定するものとする。

第二に、伝統的工芸品の製造事業者を構成員とする事業協同組合等は、伝統的工芸品産業に關する振興計画を作成し、これを都道府県知事または指定都市の長を経由して通商産業大臣に提出し、その振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

第三に、協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 伝統的工芸品の製造の事業に關する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に關し調査、研究及び指導を行なうこと。

二 展示会の開催その他需要の開拓を行なうこと。

三 會員に対し、伝統的工芸品に關する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行なうこと。

四 振興計画の作成及びその実施について指導、助言等を行なうこと。

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

伝統的工芸品産業の振興に關する法律案

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

總理府設置法の一部を改正する法律案外二案

第三に、国及び地方公共団体は、認定を受けた振興計画に基づく事業を実施する事業協同組合等に対し、必要な経費の一部を補助し、かつ、金融上及び税制上必要な措置を講ずるものとする。

その他、伝統的工芸品の表示、伝統的工芸品産業審議会、伝統的工芸品産業振興協会の設立等について定めております。

日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案により提出され、継続審査となつておりましたが、昨年十二月一日日本委員会に付託され、本年二月二十七日提出者より提案理由の説明を聴取し、三月十二日質疑を終了、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議を付したことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 外務省設置法の一部を改正する法律案(第七十二回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第六 厚生省設置法の一部を改正する法律案(第七十二回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、總理府設置法

の一部を改正する法律案、日程第五、外務省設置法の一部を改正する法律案、日程第六、厚生省設置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

總理府設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十九年三月三十一日

内閣總理大臣 田中 角榮

總理府設置法の一部を改正する法律案
總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「国立公文書館」の下に、「迎賓館」を加える。

第十三條を削り、第十二條を第十三條とし、第十三條の次に次の一條を加える。

(迎賓館)

第十二條 迎賓館は、國賓及びこれに準ずる賓客の宿泊等に関する接遇を行う機関とする。

2 迎賓館に館長を置く。

3 館長は、内閣總理大臣の命を受け、館務を掌理する。

4 迎賓館は、東京都に置く。

5 迎賓館の内部組織は、總理府令で定める。

附則第四項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

國賓及びこれに準ずる賓客の宿泊等に関する接遇を行わせるため總理府本府の附屬機関として迎賓館を設置するとともに、同和対策協議会の設置

期限を昭和五十四年三月三十一日まで五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外務省設置法の一部を改正する法律案(第七十二回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條の四により送付する。

昭和四十九年三月六日

参議院議長 河野 謙三

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「経済局」を「アジア局及び経済局」に、「一人」を「各一人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(第七十二回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條の四により送付する。

昭和四十九年二月二十二日

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 前尾繁三郎君

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第九号中「及び調査資料を頒布し、又は刊行する」を、「調査資料その他の情報を作成し、及び提供する」に改める。

第六條第二項を次のように改める。

2 大臣官房に統計情報部を、環境衛生局に水道環境部を置く。

第七條第三項中「及び援護局」及び「それぞれ」を削る。

第八條第一項第九号を次のように改める。

九 所管行政に係る国際協力に関する事務に關すること。

第八條第一項第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 人口動態統計その他所管行政に必要な統計を作成し、及び提供し、並びにその作成に必要な調査を行なうこと。

十四 所管行政に関する一般的な資料その他の情報の収集、整理及び分析を行ない、その結果を提供すること。

第八條第二項中「統計調査部」を「統計情報部」に改める。

第九條の二に次の一項を加える。

2 水道環境部は、前項第六号、第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

第十條第七号の二を削る。

第二十一條第五項中、「助産婦及び衛生検査技師」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十二條第五項中、「理学療法士及び作業療法士」を「その他の医療関係者」に改める。

第二十六條の二に次の一項を加える。

4 国立若しくは若しくは更生指導所に、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の福祉のための事業に従事する者の養成施設を附置することができる。養成施設に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三十六條の八第三号中「船員保険」を「船員保険の被保険者に関する記録並びに船員保険」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員理事野呂恭一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔野呂恭一君登壇〕

○野呂恭一君 たいだいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、総理府設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、総理府本府の附属機関として迎賓館を設置するとともに、同和対策協議会の設置期限を、昭和五十四年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

本案は、一月三十一日本委員会に付託、二月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月七日質疑を終了、三月十二日討論の後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第七十一回国会に提出され、本院において修正議決の上、参議院に送付、同院において継続審査となり、三月六日本院に送付、同日本委員会に付託されたものであります。三月十二日、質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第七十一回国会に提出され、本院において修正議決の上、参議院に送付、同院において継続審査となり、二月二十二日本院に送付、同日本委員会に付託されたものであります。三月十二日質疑を終了、討論もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第八 株式会社法の監査等に関する商法の特別に関する法律案(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第九 商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第七、商法の一部を改正する法律案、日程第八、株式会社法の監査等に関する商法の特別に関する法律案、日程第九、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出衆議院送付)
本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和四十九年二月二十二日
参議院議長 河野 謙三
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(小字及び一は修正)

商法の一部を改正する法律

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

第三十二条 商人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為メ会計帳簿及貸借対照表及損益計算書ヲ作ルコトヲ要ス

商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ

第三十三条 会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス

一 開業ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於ケル營業上ノ財産及其ノ価額

二 取引其ノ他營業上ノ財産ニ影響ヲ及ボスベキ事項

貸借対照表ハ開業ノ時及毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ成立ノ時及毎決算期ニ於テ会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

損益計算書ハ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ於テ会計帳簿ニ基キ之ヲ作ルコトヲ要ス

貸借対照表及損益計算書ハ之ヲ編纂シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

貸借対照表及損益計算書ニハ作成者之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十四条 会計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額ニ付テハ左ノ規定ニ従フ

一 流動資産ニ付テハ其ノ取得価額、製作価額又ハ時価ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス

二 固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損ガ生ジタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

三 金銭債権ニ付テハ其ノ債権金額ヨリ取立ツルコト能ハザル見込額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第百五十三条第一項中「財産目録及貸借対照表」を「貸借対照表及損益計算書」に改める。

第二百九条第一項中「前条ノ金銭」の下に「若ハ第二百九十三条ノ第三項ノ代金」を加える。

第二百二十四条ノ第三項中「二月」を「三月」に改め、同条第三項中「二月内」を「三月内」に改める。

第二百四十条第二項中「前条第五項」を「第二百三十九条第五項」に改める。

第二百四十七条第一項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第二百四十九条第一項ただし書中「取締役」の下に「又ハ監査役」を加える。

第二百五十六条ノ第三項中「会社ニ対シテ五日」を「書面ヲ以テ」を「定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ニ対シ」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ請求ハ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百五十六条ノ四を削る。

第二百五十九条ノ二中「各取締役」の下に「及監査役」を加える。

第二百五十九条ノ三中「取締役全員」を「取締役及監査役ノ全員」に改める。

第二百六十条ノ第三項中「取締役」の下に「及監査役」を加え、同条を第二百六十条ノ四とし、第二百六十条ノ二の次に次の一条を加える。

第五四三

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

商法の一部を改正する法律案外二案

五四四

第二百六十条ノ三 監査役ハ取締役会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二百六十一條ノ二を削る。

第二百六十六條第一項中「配当セラレタル額」を「配当又ハ分配ノ為サレタル額」に改め、同項第一号中「提出シタルトキ」を「提出シ又ハ第二百九十三條ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタルトキ」に改める。

第二百六十六條ノ三第一項中「第二百八十一條ニ掲グル書類若ハ第二百九十三條ノ五ノ附屬明細書」を「若ハ第二百八十一條第一項ノ書類」に改める。

第二百七十三條及第二百七十四條を次のように改める。

第二百七十三條 監査役ノ任期ハ就任後二年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

最初ノ監査役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ就任後二年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ノ時迄トス

前二項ノ規定ハ定款ヲ以テ任期ノ満了前ニ退任シタル監査役ノ補欠トシテ選任セラレタル監査役ノ任期ヲ退任シタル監査役ノ任期ノ満了スベキ時迄ト為スコトヲ妨ゲズ

第二百七十四條 監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス

監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十四條ノ二 取締役ハ会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事實ヲ発見シタルトキハ直ニ監査役ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百七十四條ノ三 他ノ株式会社ノ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式又ハ他ノ有限公司ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ有スル会社(以下親会社ト稱ス)ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ其ノ株式会社又ハ有限公司(以下

子会社ト稱ス)ニ對シ營業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

他ノ株式会社ノ発行済株式ノ總數ノ過半数ニ當ル株式ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキハ其ノ株式会社モ亦其ノ親会社ノ子会社ト看做ス他ノ有限公司ノ資本ノ過半数ニ當ル出資口數ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキ亦同ジ

親会社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社ガ遲滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

子会社ハ正當ノ理由アルトキハ第一項ノ規定ニ依ル報告又ハ前項ノ規定ニ依リ調査ヲ拒ムルコトヲ得

第二百七十五條中「會計ニ關スル書類ヲ調査シ」を「議案及書類ヲ調査シ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不當ナル事項アリト認ムルトキハ」に改め、同條ノ次に次の三條を加える。

第二百七十五條ノ二 取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

裁判所ハ假令分クテ取締役ニ對シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ命ズルニハ保護ヲ立シムルコトヲ要セズ

第二百七十五條ノ三 監査役ハ株主總會ニ於テ監査役ノ選任又ハ解任ニ付意見ヲ述ブルコトヲ得

第二百七十五條ノ四 会社が取締役ニ對シ又ハ取締役ガ会社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役ハ代表スル会社ガ第二百六十七條第一項ノ請求ヲ受クルニ付亦同ジ

第二百七十六條中「監査役ハ」の下に「会社又ハ子会社」を加える。

第二百八十条中「第二百五十六條第三項」を「第二百五十六條ノ二」に改める。

第二百八十条ノ二第一項に次の一号を加える。
九 第二百八十条ノ九ノ二第一項ノ規定ニ依リ新株ノ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為ス旨及発行価額中払込ヲ為サシムル金額
第二百八十条ノ六第三号中「第四号」の下に「及第九号」を加える。第二百八十条ノ七中「発行価額」の下に「又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額を加える。
第二百八十条ノ九の次に次の一條を加える。
第二百八十条ノ九ノ二 第二百九十三條ノ三第一項ノ規定ニ依リ準備金ヲ資本ニ組入レタル会社ガ券面額ヲ発行価額トシテ額面株式ヲ発行スル場合ニ於テ株主ニ新株ノ引受權ヲ与ヘ且其ノ引受權ヲ譲渡スコトヲ得ベキモノト定ムルトキハ資本ニ組入レタル準備金ノ額ヲ新株ノ數ヲ以テ除シタル額ヲ超エザル範圍内ニ於テ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザル株式ヲ発行シタル場合ニ於テ第二百八十条ノ三ノ三第二項ノ株式アルトキハ会社ハ其ノ株式ニ付株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ四第一項但書ノ總數ノ合計數ニ相當スル株式ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主ヲ募集セズ取締役會ノ決議ヲ以テ株主ガ新株ノ引受權ヲ有スルモノト看做シテ之ヲ売却スルコトヲ得

第二項ノ株式ノ発行価額ニ付テハ第二百二條第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ発行価額ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額ヲ下ルコトヲ得ズ

会社ハ第二項ノ株式ノ発行価額ト第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額トノ差額及第三項ノ売却ノ代金ノ合計額ヲ第二百八十条ノ四第一項但書ノ總數ニ相當スル株式ヲ有スル株主及第二百八十条ノ五第四項ノ規定ニ依リ新株ノ引受權ヲ失ヒタル者ニ夫々其ノ總數及新株ノ數ニ応ジテ交付スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ十五第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第二百八十一条を次のように改める。
第二百八十一条 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス
一 貸借対照表
二 損益計算書
三 營業報告書
四 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ關スル議案前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス
第二百八十一条の次に次の三條を加える。
第二百八十一条ノ二 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ七週間前ニ前條第一項各号ニ掲グル書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第二百八十一条ノ三 監査役ハ前條ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ監査報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 監査ノ方法ノ概要
二 會計帳簿ニ記載スベキ事項ノ記載ナク若ハ不実ノ記載アルトキ又ハ貸借対照表若ハ損益計算書ノ記載ガ會計帳簿ノ記載ト合致セザルトキハ其ノ旨
三 貸借対照表及損益計算書ガ法令及定款ニ從ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨
四 貸借対照表又ハ損益計算書ガ法令又ハ定款ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザルモノナルトキハ其ノ旨及事由
五 營業報告書ノ内容ガ真実ナルヤ否ヤ
六 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ關スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ
七 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ關スル議案ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不當ナルトキハ其ノ旨
八 取締役ノ職務遂行ニ關シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事實アリタルトキハ其ノ事實九 監査ノ為必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由
第二百八十一条ノ四 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ三週間前ニ第二百八十一条第一項ノ附屬明細

書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス
監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ二週間
内ニ同項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ取締役ニ
提出スルコトヲ要ス
第二百八十二條第一項中「前条ニ掲グル書類及
監査役ノ報告書」を「第二百八十一條第一項ノ書類
及監査報告書」に改める。
第二百八十三條第一項中「第二号乃至第五号」を
「第一項各号」に改め、同条第二項中「前項」を「第
一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え
る。
定時總會ノ招集ノ通知ニハ前項ノ書類及第二百
八十一條ノ第三項ノ監査報告書ノ謄本ヲ添附
スルコトヲ要ス
第二百八十五條中「貸借対照表及財産目録」を
「會計帳簿ニ記載スベキ財産ノ価額」に、「第二百
八十五條ノ二」を「第三十四條第二号ノ外第二百八
十五條ノ二及第二百八十五條ノ四」に改める。
第二百八十五條ノ三を次のように改める。
第二百八十五條ノ三 削除
第二百八十五條ノ六第二項中「及第二項」を削
り、「株式」の下に「同条第二項ノ規定ハ取引
所ノ相場アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノ
ニ」を加ふる。
第二百八十八條中「十分ノ一以上」の下に「第
二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ
其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ」を加ふる。
第二百八十八條ノ二第二項中「前項」を「第一項」
に改め、同条第一項の次に次の一項を加ふる。
第二百八十八條ノ二第二項ノ規定ニ依リ株主
ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之
ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ
第二百九十三條ノ二第三項中「ニ付テハ第一項
ノ規定ヲ適用セズ」を「ニ付テハ新株ノ發行
ノ規定ニ依リテ其ノ代金ヲ株主ニ交付
スルコトヲ要ス但シ取引所ノ相場アルモノハ其ノ
相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ裁
判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却
スルコトヲ得ズ」に改め、同条第六項に次のた
だし書を加ふる。
但シ第三項ノ株式ニ付テハ其ノ通知ヲ為スコト
ヲ要セズ
第二百九十三條ノ三第三項中「前条第六項」を
「前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ新株ノ發
行ニ付テハ株主ニ滿タザル端數ヲ生ズル場合ニ、同条
第六項」に改める。
第二百九十三條ノ四第二項中「場合ニ」の下に
「同条第一項及第二項ノ規定ハ分割ニ適セザル
數ノ株式アル場合ニ」を加ふる。
第二百九十三條ノ五を次のように改める。
第二百九十三條ノ五 營業年度ヲ一年トスル会社
ハ定款ヲ以テ一營業年度ニ付一回ノ限リ營業年
度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル株主ニ對
シ取締役會ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコト
ヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得
前項ノ決議ハ同項ノ一定ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ
為スコトヲ要ス
第一項ノ金銭ノ分配ハ最終ノ貸借対照表上ノ純
資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシ
テ之ヲ為スコトヲ得
一 最終ノ決算期ニ於ケル資本及準備金ノ合計
額
二 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ積立
テタル利益準備金及金銭ノ分配ノ時ニ積立ツ
ルコトヲ要スル利益準備金ノ合計額
三 最終ノ決算期ニ於テ第二百八十六條ノ二及
第二百八十六條ノ三ノ規定ニ依リ貸借対照表
ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額ノ前二
号ノ準備金ノ合計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過
額
四 最終ノ決算期ニ關スル定時總會ニ於テ利益
ヨリ配當シ又ハ支払フモノト定メタル額
ヨリ配當シ又ハ支払フモノト定メタル額
取締役ハ其ノ營業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上
ノ純資産額ノ第二百九十三條第一項各号ノ金額ノ
合計額ヲ下ル虞アルトキハ第一項ノ金銭ノ分配
ヲ為スコトヲ得ズ

營業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合
計額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ金銭ノ分
配ヲ為シタル取締役會ハ会社ニ對シ連帶シテ其ノ
差額、若シ分配シタル金額ノ額ガ其ノ差額ヨリ
少ナキトキハ分配シタル金額ノ額ニ付賠償ノ責
ニ任ズ但シ取締役會前項ノ虞ナキモノト認ムル
ニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ
此ノ限ニ在ラズ
第一項ノ金銭ノ分配ハ第二百九十九條第一項、第
二百九十二條第一項、第二百九十一條第四項
及第二百九十三條ノ規定ノ適用ニ付テハ利益ノ
配當ト看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十
二條ノ六但書ノ規定ノ適用ニ付テハ營業年度ノ
終ト看做ス
第二百六十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ第五
項ノ取締役ノ責任ニ、第二百九十九條第二項ノ規
定ハ第三項ノ規定ニ違反シテ金銭ノ分配ヲ為シ
タル場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十一條ノ二第二項及び第三項を次のよ
うに改める。
前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定メ
キモノハ取締役會之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主
總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ
在ラズ
一 転換社債ノ總額
二 転換ノ条件
三 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容
四 転換ヲ請求シ得ベキ期間
五 転換ニ因リテ発行スベキ無額面株式ノ発行
価額中資本ニ組入レザル額
六 株主ニ転換社債ノ引受權ヲ与フル旨及引受
權ノ目的タル転換社債ノ額
七 株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ特ニ有利ナル
転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スベキ
モノ及之ニ對シ発行スル転換社債ノ額
株主以外ノ者ニ對シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ
附シタル転換社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関

スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ對シ発行スルコ
トヲ得ベキ転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条
件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換
ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三百四十三條ニ定ム
ル決議アルコトヲ要ス
第三百四十一條ノ二に次の二項を加ふる。
前項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル転換社債ニ
シテ其ノ日ヨリ六月内ニ発行スベキモノニ付テ
ノミ其ノ効力ヲ有ス
第二百八十八條ノ二第二項後段及第三項ノ規定ハ
第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十一條ノ二の次に次の四項を加ふる。
第三百四十一條ノ二ノ二 会社ハ転換社債ヲ發行
スルトキハ転換社債ノ總額、発行価額、転換ノ
条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転
換ヲ請求シ得ベキ期間及募集ノ方法ヲ公告シ又
ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス
会社ハ前項ノ公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間ヲ經
過シタル後ニ非ザレバ転換社債ノ割當ヲ為スコ
トヲ得ズ
第三百四十一條ノ二ノ三 前条ノ規定ハ第三百四
十一條ノ二第三項第六号ノ引受權ノ目的タル転
換社債、同条第三項ノ決議アリタル転換社債、
第三百四十一條ノ二ノ四第一項但書ノ端數ノ合
計數ニ相當スル転換社債及転換社債ノ引受權ヲ
有スル者ガ第三百四十一條ノ二ノ五第二項ノ規
定ニ依リ其ノ權利ヲ失ヒタル転換社債ニ付テハ
之ヲ適用セズ
第三百四十一條ノ二ノ四 転換社債ノ引受權ヲ有
スル株主ハ其ノ有スル株式ノ數ニ応ジテ転換社
債ノ割當ヲ受クル權利ヲ有ス但シ各転換社債ノ
金額中最低額ニ滿タザル端數ニ付テハ此ノ限ニ
在ラズ
第二百八十八條ノ四第二項ノ規定ハ株主ガ転換社
債ノ引受權ヲ有スベキ場合ニ之ヲ準用ス
第三百四十一條ノ二ノ五 株主ガ転換社債ノ引受
權ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ對シ其ノ者ガ
引受權ヲ有スル転換社債ノ額、発行価額、転換

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

商法の一部を改正する法律案外二案

五四六

ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容、転換ヲ請求シ得ベキ期間及一定ノ期日迄ニ転換社債ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ権利ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ五第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十一条ノ七に第一項として次のように加ふる。

第二百二十二条ノ二第二項、第二百八十条ノ十及第二百八十条ノ十一ノ規定ハ転換社債ノ発行ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十九条第一項ただし書中「競売ニ代ヘ」を「取引所ノ相場アルモノハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキモノハ」に、「他ノ方法」を「競売以外ノ方法」に改める。

第三百八十条第二項及び第三百八十一条第一項中「取締役」の下に「監査役」を加ふる。

第四百六条ノ二の次に次の一条を加ふる。

第四百六条ノ三 最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ未ダ營業ヲ廃止セザル旨ノ届出ヲ為スベキ旨ヲ法務大臣ガ官報ヲ以テ公告シタル場合ニ於テ其ノ公告ノ日ニ既ニ最後ノ登記後五年ヲ経過シタル会社ガ同日ヨリ二月内ニ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ其ノ届出ヲ為サザルトキハ其ノ会社ハ其ノ期間満了ノ時ニ解散シタルモノト看做ス但シ其ノ期間内ニ登記ヲ為シタル会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ公告アリタルトキハ登記所ハ同項ノ会社ニ対シ其ノ公告アリタル旨ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ解散シタルモノト看做サレタル会社ハ其ノ後三年内ニ限り第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依リテ会社ヲ継続スルコトヲ得第四百十五条中「取締役」の下に「監査役」を加ふる。

第四百二十条を次のように改める。

第四百二十条 清算人ハ定時總會ノ会日ヨリ五週

間前ニ貸借対照表及事務報告書ヲ、三週間前ニ其ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ定時總會ノ会日ヨリ一週間前ニ前項ノ書類ニ関スル監査報告書ヲ清算人ニ提出スルコトヲ要ス

清算人ハ定時總會ノ会日ノ一週間前ヨリ第一項ノ書類及前項ノ監査報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

第二百八十二条第二項ノ規定ハ前項ノ書類ニ之ヲ準用ス

清算人ハ貸借対照表及事務報告書ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第四百二十八条第二項中「又ハ取締役」を「取締役又ハ監査役」に改める。

第四百三十一条第二項中「第二百六十一ノ二」を「第二百六十一ノ一」に、「乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條及第二百九十三條ノ五乃至」を「第二百七十四條ノ二、第二百七十五條、第二百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十三條第三項、第二百八十四條、第二百九十三條ノ六及」に改める。

第四百三十一条第一項及び第四百五十二條第一項中「清算人」の下に「監査役」を加ふる。

第四百八十九條第三号中「利益又ハ利息ノ配当」を「利益若ハ利息ノ配当又ハ第二百九十三條ノ五第一項ノ金銭ノ分配」に改める。

第四百九十八條第一項第十九号中「第三十二條第一項ノ帳簿、第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第二百八十一条第一項若ハ第四百二十條第一項ノ附屬明細書若ハ監査報告書」に改め、同項第二十号中「第二百九十三條ノ五第一項」を削り、「第四百八条ノ二第一項」の下に「第四百二十條第三項」を加え、同条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「譲渡シタルトキ」の下に「又ハ有限会社法第七十七條第一項若ハ第二項ニ

掲グル者ガ本編ニ定ムル調査ヲ妨ゲタルトキ」を加ふる。

第四百九十八條ノ二中「登録税額」を「登録免許税額」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、商法第二百九条第一項、第二百四十條第二項、第二百五十六條ノ三、第二百八十条ノ二第一項、第二百八十条ノ六第三号、第二百八十条ノ七、第二百八十八條ノ二、第二百九十三條ノ二、第二百九十三條ノ三第三項、第二百九十三條ノ四第二項、第三百四十一条ノ二、第三百四十一条ノ七、第三百七十九條第一項及び第四百九十八條ノ二の各改正規定、同法第二百五十六條ノ四を削る改正規定、同法第二百八十条ノ九の次に一條を加ふる改正規定、同法第三百四十一条ノ二の次に四條を加ふる改正規定、同法第四百六条ノ二の次に一條を加ふる改正規定並びに次条、附則第五條及び第十條から第十三條までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の商法の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の商法の規定によつて生じた効力を妨げない。

(商業帳簿等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三條の一定の時期(会社にあつては、決算期をいう。以下この条及び次条において同じ。)以前において作成すべき商業帳簿及びその附屬明細書並びに当該一定の時期以前においてする計算及び当該一定の時期に関する計算に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(流動資産及び固定資産の評価に関する経過措置)

第四条 改正後の商法第三十四條第一号及び第二号の規定の適用については、この法律の施行の際現に株式会社以外の商人である者がこの法律の施行後最初に到来する改正後の商法第三十三條の一定の時期以前に取得し、又は製作した資産は、当該一定の時期において附することのできる最高価額(その額の範囲内で別に附した価額があるときは、その価額)をもつて、当該一定の時期の翌日に取得し、又は製作したものとみなす。

(累積投票に関する経過措置)

第五条 商法第二百五十六條ノ三の改正規定及び同法第二百五十六條ノ四を削る改正規定の施行の際現に取締役の選任について累積投票によらないことを定めた定款には、発行済株式の總数の四分の一以上に当たる株式を有する株主が累積投票によるべきことを求めることができる旨の定めがあるものとみなす。ただし、発行済株式の總数の四分の一以下の割合以上当たる株式を有する株主がその請求をすることができない旨の定めがある場合は、この限りでない。

(会社と取締役又は清算人との間の訴えについて)

第六条 この法律の施行の際現に存する株式会社が取締役若しくは清算人に対し、又は取締役若しくは清算人がその会社に対して提起する訴えについては、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時總會の最終期は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(監査役に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する株式会社

の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時總會の最終期に在任するものに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時總會の最終期に在任するものに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時總會の最終期に在任するものに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

の監査役で、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時總會の最終期に在任するものに関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

の例による。

2 前項の定時総会の終結の際現在に在任する監査役は、同項の定時総会の終結と同時に退任する。

(定時総会の招集の通知に添付すべき書類に関する経過措置)

第八条 改正後の商法第二百八十三条第二項の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期以前の決算期に関する定時総会については、適用しない。

(子会社の株式の評価に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に存する株式会社がこの法律の施行後最初に到来する決算期において附則第三条の規定によりなおその例によるものとされる改正前の商法第二百八十五条ノ六第二項において準用する同法第二百八十五条ノ二第二項の規定により子会社の株式に時価を附した場合には、改正後の商法第二百八十五条ノ六第一項及び同条第二項において準用する同法第二百八十五条ノ二第一項ただし書の規定の適用については、その附した時価を取得価額とみなす。

(株式による配当に関する経過措置)

第十条 商法第二百九十三条ノ二の改正規定の施行前に株主総会の招集に関する取締役会の決議があつた場合において、その株主総会の決議をもつて利益の配当の全部又は一部を新たに発行する株式をもつてするときは、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(転換社債の発行に関する経過措置)

第十一条 転換社債に関する改正規定の施行前に転換社債の発行の決議があつたときは、その転換社債の発行に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

(資本の減少に関する経過措置)

第十二条 商法第三百七十九條第一項の改正規定の施行前に資本の減少の決議があつたときは、その資本の減少に関しては、その改正規定の施行後も、なお従前の例による。

行後も、なお従前の例による。

(休眠会社に関する特例)

第十三条 昭和四十八年十一月一日において、最後の登記をした後十年を経過している株式会社は、その日に解散したものと同みなす。

2 改正後の商法第四百六条ノ三第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 商業登記法昭和三十八年法律第百二十五号第九十一条の二の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(第七十一回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和四十九年二月二十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 河野 謙三

株式会社(小字及び一は修正)

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例(第二条ノ二、第二十一条)

第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例(第二十二條ノ二、第二十七條)

第四章 罰則(第二十八條、第三十條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、資本の額が五億円以上の株式会社及び資本の額が一億円以下の株式会社における監査等に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)の特例を定めるものとする。

第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例

(会計監査人の監査)

第二条 資本の額が五億円以上の株式会社(以下この章において「会社」という。)は、商法第二百八十一条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類並びにその附属明細書について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第三条 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて選任する。

2 会計監査人を選任したときは、取締役は、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の資格)

第四条 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 会社又はその親会社若しくは子会社(商法第二百七十四条ノ三に規定する親会社又は子会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は使用人

二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 監査法人でその社員のうちに第一号又は前号に掲げる者があるもの

(会計監査人の職務を行なうべき社員の指名)

第五条 会計監査人に選任された監査法人は、その職務を行なうべき社員を指名し、これを会社に通知しなければならない。

(会計監査人の解任)

第六条 会計監査人は、監査役の過半数の同意を得て、取締役会の決議をもつて解任することができる。

2 会計監査人を解任したときは、取締役は、その旨及び解任の理由を株主総会に報告しなければならない。

3 解任された会計監査人が前項の株主総会の会日の三日前までに会社に対して書面で解任についての意見を通知したときは、取締役は、その意見の要旨を株主総会に報告しなければならない。

(会計監査人の権限等)

第七条 会計監査人は、何時でも、会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求めることができる。

3 会計監査人は、その職務を行なうため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求めることができる。

4 商法第二百七十四条ノ三第三項〇の規定は、前項の場合について準用する。

5 会計監査人は、その職務を行なうにあつて第四條第二項第一号又は第二号に掲げる者を使用してはならない。

(取締役の不正行為等を発見した場合の会計監査人の報告義務)

第八条 会計監査人がその職務を行なうに際して取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、その会計監査人は、これを監査役に報告しなければならない。

(会計監査人の損害賠償責任)

第九条 会計監査人がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じたときは、その会計監

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

商法の一部を改正する法律案外二案

五五〇

第十三条ノ二中「第二百九十三条ノ五第一項」を「第二百八十一条第一項」に改める。

(銀行法の一部改正)

第三条 銀行法(昭和二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二中「第二百九十三条ノ五第一項」を「第二百八十一条第一項」に、「所屬明細書」を「附屬明細書」に改める。

(無尽業法の一部改正)

第四条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条ノ二中「第二百九十三条ノ五第一項」を「第二百八十一条第一項」に改める。

(国債の価額計算に関する法律の一部改正)

第五条 国債の価額計算に関する法律(昭和七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第一項中「財産目録」を「会計帳簿又ハ財産目録」に、「第三十四条第一項」を「第三十四条」に改める。

(商法中改正法律施行法の一部改正)

第六条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市及北九州市」を「東京都ノ特別区ノ存スル区域及地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市」に改め、同条第一項を削る。

第四十九条中「財産目録、貸借対照表及損益計算書」を「貸借対照表、損益計算書及附屬明細書」に改める。

(有限会社法の一部改正)

第七条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条ノ三第一項中「若ハ第四十六条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三条ノ五ノ附屬明細書」を削る。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ二 監査役ハ取締役ガ社員總會ニ

提出セントスル会計ニ関スル書類ヲ調査シ社員總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関スル報告ヲ求ムルコトヲ得

監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為ニ必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第三十四条中「第二百七十四条」を「第二百七十六條」に改める。

第四十一条に次のただし書を加える。

但シ同法第二百四十七条第一項及第二百四十九条第一項但書(同法第二百五十二条及第二百五十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附屬明細書ヲ作ルコトヲ要ス

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 營業報告書

四 準備金及利益ノ配當ニ関スル議案

監査役アルトキハ取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ五週間前ニ前項各号ニ掲グル書類ヲ、三週間前ニ其ノ附屬明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

監査役ハ前項ノ書類ヲ受領シタル日より四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス

第四十四条ノ二第二項後段を次のように改める。

此ノ場合ニ於テハ第四十三条第一項ノ規定ニ拘ラズ附屬明細書ハ之ヲ作ルコトヲ要セズ

但シ同法第三百八十条第二項ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三条に次のただし書を加える。

但シ同法第四百十五条ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五条第一項に次のただし書を加える。

但シ同法第四百二十八条第二項ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五条第二項中「第三十一条ノ二」の下に「第三十三条ノ二」を加え、「第二百七十四條乃至」、「第二百八十二条、第二百八十三条第一項」及び「第二百九十三条ノ五」を削る。

第八十五条第一項第十号中「商法第三十二条第一項ノ帳簿又ハ第四十六条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三条ノ五第一項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第四十三条第一項ノ附屬明細書、第七十五条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十条第一項ノ附屬明細書又ハ監査報告書」に改め、同項第十一号中「監査役ノ報告書又ハ

第四十六条第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三条ノ五第一項ノ附屬明細書」を「監査報告書、第四十三条第一項ノ附屬明細書又ハ第七十五条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十条第一項ノ附屬明細書」に改め、同項第十三号中「第二百八十八条ノ二」を「第二百八十八条ノ二第一項第三項」に改める。

(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による有限会社法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第二条、第三条及び第七条第一項の規定の例による。

(保險業法の一部改正)

第九条 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条ノ二第一項中「九十日」を「四月」に改め、同条第二項中「九十日ヲ超エザル日以内」を「四月ヲ超エザル期間内」に改める。

第十六条第一項中「利益ノ配當」の下に「又ハ商法第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配」を加える。

第六十二条中「第二百五十六条第三項を削り、同条ただし書中「社員」の下に「トシ同法第二百七十五条ノ四中第二百六十七条第一項トアルハ之ヲ保險業法第五十七条第一項を加える。

第六十七条第一項中「第二百八十五条の下に「第二百五十五条ノ二、第二百八十五条ノ四」を加え、「第二百九十三条ノ五第一項第三項」を削り、「第二百九十五条」の下に「並ニ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二章」を加え、同項に次のただし書を加える。

但シ株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二章、第二十條及第二十一条中資本ノ額トアルハ之ヲ基金ノ總額トス

第六十七条第二項中「第二百九十三条ノ五第一項」を「第二百八十一条第一項」に改める。

第七十七条中「第二百六十一条ノ二」を「第二百六十一条」に、「乃至第二百七十六条、第二百七十八條、第二百八十二条乃至第二百八十四条、第二百九十三条ノ五第一項第三項」を「第二百七十四条ノ二、第二百七十五条、第二百七十五條ノ二、第二百七十五條ノ四、第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十三条第三項、第二百八十四条」に改める。

第八十二条中「財産目録」を削る。

第八十八条第二項中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改める。

第四百四十四条第一項中「検査役」の下に「會計監査人」を加える。

第五百二十二条中「検査役」の下に「會計監査人若ハ其ノ職務ヲ行フベキ社員」を加え、同条第十三号中「帳簿、第六十七条若ハ第七十七条ニ於テ準用スル商法第二百九十三条ノ五第一項ノ附屬明細書」を「會計帳簿、第六十七条第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十一条第一項若ハ第七十七条ニ於テ準用スル商法第四百二十条

第一項ノ附屬明細書若ハ監査報告書」に改め、同条第十四号中「第六十七條及第七十七條」を「第六十七條第一項に、若ハ第二百九十三條ノ五第一項若ハ第七十三條第一項を、第七十三條第一項に改め、第四百八條ノ二の下に、若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法第四百二十條第三項を加える。

(保險業法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 前條の規定による保險業法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第二條、第三條及び第六條から第九條までの規定並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第百號)附則第二項中同項の銀行等に関する規定の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「二箇月以内」を「三箇月以内」に改める。

(会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律の一部改正)

第十二條 会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律(昭和二十三年法律第六十四號)の一部を次のように改正する。

本則に次の一項を加える。

4 前三項の規定の適用については、商法第二百九十三條ノ五第一項の規定により分配する金銭は、会社がその株主に配当する利益とみなす。

(公認会計士法の一部改正)

第十三條 公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三號)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「左の」を「次の」に、「行つて」を行なつて」に改め、同項第一号中「その

他の団体」を「その他の者」に改め、同項第二号中「その他公認会計士が著しい利害関係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係を有した会社その他の者」を削り、同項に次の一号を加える。

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

第二十四條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二條第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適當であるとして政令で定めるものをいう。

第三十四條の十一第一項第二号中「又はその社員が著しい利害関係を有し、又は過去一年以内に著しい利害関係を有した」を「著しい利害関係を有する」に改め、同条第二項中「大蔵大臣が」を削り、「必要かつ適當と認めて大蔵省令で定める」を「業務の制限をすることが必要かつ適當であるとして政令で定める」に改め、同条第三項中「第二十四條」を「第二十四條第一項又は第三項」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十四條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一號)の一部を次のように改正する。

第二十七條第六項中「の規定の下に」(これらの規定中監査役に係る部分を除く)を加える。

第三十二條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く)」を加える。

第四十二條中「並びに商法」を、商法に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株

式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第百號)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、「第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び」を削り、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く)」を加え、「第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く)」(取締役会の議事録)に改める。

第五十四條中「規定の下に」(これらの規定中監査役に係る部分を除く)を加える。

第五十七條第三項中「第三百八十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く)」を加える。

第六十九條中「第四百八十八條」の下に、「第四百九十九條、第四百二十一條を加え、及び第四百二十七條を、並びに第四百二十七條に、及び第四百三十八條ノ三を、並びに第四百三十八條ノ三に、並びに商法」を、商法に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く)」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く)」(取締役会の議事録)、第二百六十一條(代表取締役)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、この場合において」の下に、「第四十條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

(資産再評価法の一部改正)

第十五條 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十號)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項中「財産目録」を「會計帳簿又は財産目録」に改め、「第二百八十五條ノ三」を削り、同条第二項中「第三十四條第二項」を「第三十四條」に改め、「第二百八十五條ノ三」を削る。

(外資に関する法律の一部改正)

第十六條 外資に関する法律(昭和二十五年法律第百六十三號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号中「配当金」の下に「及び商法明治三十二年法律第四十八號、第二百九十三條ノ五第一項の規定により分配する金銭」を加え、同項第七号中「明治三十二年法律第四十八號」を削る。

第八條第二項第四号ハ中「第三百七十九條第一項」を「第二百八十條ノ九ノ二第五項の規定により株主に交付される金銭、同法第二百九十三條ノ二第三項(同法第二百九十三條ノ三第三項)において準用する場合を含む)若しくは同法第三百七十九條第一項に、第三百七十九條第三項」を「第二百九十三條ノ四第二項、第三百七十九條第三項」に改める。

(船主相互保險組合法の一部改正)

第十七條 船主相互保險組合法(昭和二十五年法律第百七十七號)の一部を次のように改正する。

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

商法の一部を改正する法律案外二案

五五二

を加える。

第四十条中「第二百七十四条及び第二百七十五条(監査役の監査権限等)並びにを削り、第二百七十八条(監査役の責任)の下に、並びに株式会社(監査等)に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十二條第一項から第三項まで(監査役の職務及び権限)」を加え、「同法第三十八條第一項」を「商法第三十八條第一項」に改める。

第四十四條第一項前段を次のように改める。
商法第三十四條第二号(固定資産の評価)、第二百八十一條(計算書類の作成)、第二百八十二條(計算書類の公示)、第二百八十三條第一項及び第三項(計算書類の承認及び公告)、第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)、第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ六まで(財産評価に関する特例)、第二百九十三條ノ六及び第二百九十三條ノ七(株主の帳簿閲覧権)並びに株式会社(監査等)に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十二條第一項から第三項まで(監査役の職務及び権限)の規定は、組合の計算に準用する。

第四十四條第一項後段中「第二百八十一條第五号」を「第二百八十一條第一号中「貸借対照表」とあるのは「財産目録及び貸借対照表」と、同項第四号」に改める。

第四十八條第一項中「船主相互保険組合法第四十五條第一項第四号」との下に、「同法第四百二十條第一項及び第五項中「貸借対照表及び事務報告書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」とを加え、同条第二項中「第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)」を削り、「第二百八十二條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附属明細書の備置、公示等)」を「第二百八十三條第三項(計算書類の公告)、第二百八

十四條(取締役及び監査役の責任の解除)、第二百九十三條ノ六及び第二百九十三條ノ七(株主の帳簿閲覧権)並びに株式会社(監査等)に関する商法の特例に関する法律第二十二條第一項から第三項まで(監査役の職務及び権限)」に改める。

第六十條第十号中「又は第四十八條第二項を削り、「若しくは第二百九十三條ノ五第一項を「又は第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第三項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第一項又は」を「株式会社(監査等)に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、「若しくは第四十八條第二項及び、第二百九十三條ノ六第三項」を削り、「第二百九十三條ノ六第一項」の下に、「第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第四項又は第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ六第一項」を加え、同条第十三号中「若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ五第二項の規定に違反して、」を「において準用する商法第二百八十一條第一項又は第四十八條第一項において準用する商法第四百二十條第一項」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)
第十八條 前条の規定による船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第三條の規定の例による。

(商品取引所法の一部改正)
第十九條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九號)の一部を次のように改正する。
第五十六條の二第四項を削る。
第七十六條前段を次のように改める。

商法第三十四條第二号、第二百八十二條、第二百八十三條第一項及び第三項、第二百八十四條、第二百八十五條ノ二、第二百八十五條

ノ四から第二百八十五條ノ六まで並びに第二百八十七條ノ二(会社の計算)の規定は、取引所の計算について準用する。
第七十六條後段中「前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一條第一項ノ書類に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。

第一百條第一項中「第四百十八條の下に、「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第三百三十八條ノ三」を「並びに第三百三十八條ノ三」に改め、同条第二項中「及び第七十五條」を「並びに第七十五條」に、「及び第二百八十二條から第二百八十四條まで」を、「第二百八十二條、第二百八十三條第一項及び第三項並びに第二百八十四條」に改め、「この場合においての下に、「第七十五條中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」とを加え、「前条ニ掲グル書類」を「第二百八十一條第一項ノ書類に、「第二号乃至第五号」を「第一項各号」に改める。
第二百五十九條第四号中「頒布するを目的」を「頒布する目的に改める。

(旧株式会社(再評価)積立金の資本組入に関する法律の一部改正)
第二十條 旧株式会社(再評価)積立金の資本組入に関する法律(昭和二十六年法律第四百三十三號)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「資本準備金とみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する」を「資本準備金とみなす」に改める。

(信用金庫法の一部改正)
第二十一條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八號)の一部を次のように改正する。

第二十四條第六項中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。
第二十八條中「第四百二十八條」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。
第三十九條中「並びに商法」を、「商法」に、「第

二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社(監査等)に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び」を削り、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社(監査等)に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「第二百六十條ノ三まで(取締役会)」を「第二百六十條ノ二まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く)(取締役会)及び第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く)(取締役会の議事録)」に改める。

第四十九條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。
第五十二條第三項中「第三百八十八條」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。
第六十四條中「第四百二十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「第四百二十二條」を「及び第四百二十二條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條ノ二まで(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)」を「第二百六十條ノ二まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く)(取締役会、第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く)(取締役会の議事録、第二百六十一條(代表取締役)」に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社(監査等)に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下

に、第三十七条第一項中「業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「業務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、「第六十四条において準用する」を「第六十四条に於て準用スル」に改める。

第九十一条第五号中「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四条第一項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四条第二項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(森林法の一部改正)

第二十二條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)」を加える。

第二百二十五條第三項中「第三百八十八條」の下に「(監査役に関する部分を除く。)」を加える。

第三百八十八條第七項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第二十三條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第一項中「又は利益若しくは利息の配当」を「利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配」に改める。

第二百七十八條第二項及び第二百八十二條第一項中「第二百八十五條ノ二」を「第三十四條第二号、第二百八十五條ノ二及び第二百八十五條ノ四」に改める。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二十四條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次の

ように改正する。

第二十二條中「又は取締役」、「理事又は監事」及び「取締役」とあるのは「理事又は監事」とを削る。

第三十三條中「第二百五十九條ノ三」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」中監査役に係る部分を除く。を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第三十九條中「又は取締役」とあるのは、「理事又は監事」とを削る。

第五十七條第一項中「又は取締役」とあるのは、「理事又は監事」とを削る。

第五十八條第一項中「第四百七十七條から」の下に「第四百七十九條まで、第四百八十一條から」を加え、「及び第四百七十九條」を「並びに第四百七十九條」に、「及び第四百八十一條」を「並びに第四百八十一條」に改め、「第二百五十九條ノ三」で「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改め、「同法第四百二十條中「貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とを削り、同条第二項後段を削る。

第二百六十條ノ四に改める。

(塩業組合法の一部改正)

第二十五條 塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第七項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第三十一條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第四十五條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二に、「第二百

六十條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條に改め、「第二百七十二條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えにつ

ての会社代表)」を、「この場合において」の下に「第四十二條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「業務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第八十條第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(商工會議所法の一部改正)

第二十六條 商工會議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第八項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第六十一條から第六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條に改め、「第二百七十二條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えにつ

ての会社代表)」を、「この場合において」の下に「第四十二條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「業務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第八十條第六号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十二号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第七項中「第二百四十七條」及び「第二百四十八條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十條、第五十三條、第六十七條第三項、第七十三條第五項、第七十四條第五項及び第七十六條第四項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第七項中「第二百四十七條」及び「第二百四十八條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十條、第五十三條、第六十七條第三項、第七十三條第五項、第七十四條第五項及び第七十六條第四項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第七項中「第二百四十七條」及び「第二百四十八條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十條、第五十三條、第六十七條第三項、第七十三條第五項、第七十四條第五項及び第七十六條第四項中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第七項中「第二百四十七條」及び「第二百四十八條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

商法の一部を改正する法律案外二案

五五四

(報告を求め調査をする権限)及び「第二十七八条(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項報告を求め調査をする権限」を加え、「第二百六十条ノ三」を「第二百六十条ノ二」まで「第二百五十九条ノ二及び第二百五十九条ノ三」中監査役に係る部分を除く。及び第二百六十条ノ四(監査役に係る部分を除く。に改める。

第五十四条中「第二百四十七條」の下に「監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十七條第三項中「第二百四十九條」を「監査役に係る部分及び第二百四十九條」に改める。

第六十八條中「第四百十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「第四百六十六條」を「及び第四百六十六條」に、「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條ノ二」まで(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)を「第二百六十條ノ二」まで(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三)中監査役に係る部分を除く。(取締役会、第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一條代表取締役)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に、「第三十九條第一項中「業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書及び貸借対照表」とを加える。

第一百條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十一号中「商法第二百七十四

条第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。(内航海運組合法の一部改正)

第二十八條 内航海運組合法(昭和三十一年法律第六十二號)の一部を次のように改正する。

第三十條中、「商法明治三十二年法律第四十八號」を「並びに商法明治三十二年法律第四十八號」に改め、「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十一條中「並びに商法」を「商法」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十二條」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第二十四條第一項及び第二項)」を加え、「第二百七十四條及び」を「第二百七十八條」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項」を加え、「及び第二百六十條ノ三」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」中監査役に係る部分を除く。及び第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。に改める。

第五十條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第五十五條中「第四百十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第二百六十條ノ三」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」中監査役に係る部分を除く。及び第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。に改める。

第五十五條中「第四百十七條から」の下に「第四百十九條まで、第四百二十一條から」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第二百六十條ノ三」を「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」中監査役に係る部分を除く。、第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。、第二百六十一條」に改め、「及び第二百八十四條」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項」を、「この

場合には」の下に、「第三十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加え、「と、商法」を「と、同法」に改める。

第七十四條第七号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十一号及び第十二号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十三号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第二十九條 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第六十四號)の一部を次のように改正する。

第二十三條第六項中「の規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第二十七條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。を加える。

第三十九條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二に、第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十一條(株主の差止請求権)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「並びに商法第二百七十四條報告を求め調査をする権限」及び「商法」に改め、「第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「同法第二百三十九條第五項」を

「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三」まで」の下に「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三」中監査役に係る部分を除く。を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。に改める。

第四十八條中「規定」の下に「これらの規定中監査役に係る部分を除く。」を加える。

第四十九條の第三項中「第三百八十條」の下に「(監査役に係る部分を除く。を加える。

第五十二條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第二百三十八條ノ三」を「並びに第二百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三」まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三)中監査役に係る部分を除く。」を加え、「第二百六十條ノ三」から「第二百六十一條ノ二」まで(取締役会の議事録及び会社代表)を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)(取締役会の議事録、第二百六十一條代表取締役)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を、「この場合において」の下に、「第三十六條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」とを加える。

第七十條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第九号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第三十条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二十三第三項中「第二百五十六條の三、第二百五十六條の四」を「第二百五十六條の三」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十一条 前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置については、商法の一部を改正する法律附則第五条の規定の例による。

(商工会の組織等に関する法律の一部改正)
第三十二条 商工会の組織等に関する法律(昭和三十一年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係るものを除く。)」を加える。
第二十七條中「第四百二十八條」の下に「監査役に係るものを除く。)」を加える。
第四十七條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係るものを除く。)」を加える。

(旧防災建築街区造成法の一部改正)
第三十三条 旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十八條第六項及び第四十三條中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

(漁業生産調整組合法の一部改正)
第三十四条 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第三十六條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

第五十一條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十一條、第二百七十二條」の下に「並びに株式会社社長の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十九條ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第六十條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第六十四條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ二」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」から「第二百六十一條ノ二」まで(取締役会の議事録及び会社代表)を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」(取締役会の議事録、第二百六十一條代表取締役)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役等の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第

二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「同法第二百五十八條第二項」を「第四十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分又は損失処理案」とあるのは、事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八條第二項に改める。
第九十六條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項に、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。
第三十五條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
第三十五條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第四十一條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第五十六條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十一條、第二百七十二條」の下に「並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を、「第二百五十九條ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」(取締役会の議事録)に改める。

第六十五條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第六十七條第三項中「第三百八十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第七十八條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ二」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」から「第二百六十一條ノ二」まで(取締役会の議事録及び会社代表)を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」(取締役会の議事録、第二百六十一條代表取締役)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役等の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第

二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「同法第二百五十八條第二項」を「第四十八條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分又は損失処理案」とあるのは、事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八條第二項に改める。
第九十六條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第一項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項に、同条第十一号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。
第三十五條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。
第三十五條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第四十一條中「第四百二十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第五十六條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二」に、「第二百六十一條から第二百六十二條まで」を「第二百六十一條、第二百六十二條」に改め、「第二百七十一條、第二百七十二條」の下に「並びに株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十八年法律第 号)第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)」を加え、「並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を、「第二百五十九條ノ三」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

「第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」(取締役会の議事録)に改める。
第六十五條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第六十七條第三項中「第三百八十八條」の下に「(監査役に係る部分を除く。)」を加える。
第七十八條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三」に、「並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ二」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」から「第二百六十一條ノ二」まで(取締役会の議事録及び会社代表)を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」(取締役会の議事録、第二百六十一條代表取締役)に改め、「第二百八十四條(取締役及び監査役等の責任の解除)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第

商法の一部を改正する法律案外二案

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

商法の一部を改正する法律案外二案 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

五五六

(商業登記法の一部改正)

第三十六條 商業登記法(昭和三十一年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十六條中「次条第二号」を「第八十七條第二号」に改める。

第九十一條の次に次の一條を加える。

(職権による解散の登記)

第九十一條の二 商法第四百六條ノ三第一項の規定による解散の登記は、登記官が、職権でなければならぬ。

2 登記官は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、解散の登記をしなければならない。

(真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正)

第三十七條 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第六項中「の規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第五十五條中「並びに商法第二百五十四條ノ二」を「商法第二百五十四條ノ二に、第二百六十一條から第二百六十三條まで」に改め、「第二百六十一條、第二百六十三條」に改め、「第二百七十二條(報告を求め調査をする権限)及び」を「商法」に改め、「第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)」の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第二項及び第三項(報告を求め調査をする権限)」を加え、「同法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十九條第五項」に改め、「第二百五十

九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」に改める。

第六十四條中「規定」の下に「(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)」を加える。

第七十三條中「第四百十八條」の下に「第四百十九條、第四百二十一條」を加え、「及び第四百二十七條」を「並びに第四百二十七條」に、「及び第四百三十八條ノ三」を「並びに第四百三十八條ノ三に、並びに商法」を「商法」に改め、「第二百五十九條ノ三まで」の下に「(第二百五十九條ノ二及び第二百五十九條ノ三中監査役に係る部分を除く。)」を加え、「第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで」(取締役会の議事録及び会社代表)を「第二百六十條ノ四(監査役に係る部分を除く。)」(取締役会の議事録、第二百六十一條(会社代表)に改め、第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の下に「並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十四條第一項及び第二項(会社と取締役との間の訴えについての会社代表)を加え、同法第二百五十八條第二項」を「第五十二條第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、商法第二百五十八條第二項」に改める。

第二百六十條第五号中「第二百六十條ノ三」を「第二百六十條ノ四」に改め、同条第十号中「商法第二百七十四條第二項」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二條第三項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八條 この法律の施行前にした行為及び商法の一部を改正する法律附則の規定の例により

従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、第一條、第六條中商法中改正法律施行法第五條の改正規定、第十六條中外資に関する法律第八條第二項第四号ハの改正規定、第三十條、第三十一條及び第三十六條の規定は、公布の日から施行する。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長小平久雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

「小平久雄君登壇」

○小平久雄君 ただいま議題となりました三法案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

三法案は、第七十一回国会において政府より提出され、本院において商法の特例法案は修正、他の二法案は原案のとおり可決の上、参議院に送付、同院において継続審査となっており、また、本国会に至り、参議院において三法案とも修正議決の上、去る二月二十二日本院に送付され、同日日本委員会に付託されたものであります。

三法案の改正の要点は、商法の一部改正法案は、株式会社の運営の適正及び安定等をはかるため、監査役による業務監査を必要措置を講ずるほか、累積投票、転換社債の発行等の規定を改正すること内容をとし、特例法案は、大規模及び中小規模の株式会社の監査制度に特例を設けることとし、整理法案は、商法改正に伴う関連諸法律の整理等を一括して行なうとするものであります。

参議院の修正の内容は、

第一に、商人には損益計算書の作成を要しないこととする。

第二に、親会社の監査役等の子会社に対する調査等の権限濫用を防止する等のため、子会社は正当の理由があればこれを拒めることとする。

第三に、監査役の取締役に對する違法行為差しとめの仮処分の実効性を保つため、保証を立てることを要しないこととするのほか、施行期日をそれぞれ改めたものであります。

本委員会においては、三月一日参議院の修正部分の説明を聴取した後、審査に入り、去る十二日質疑を終了し、討論に付したところ、日本社会党、日本共産党、革新共同及び公明党の各代表委員からそれぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、三法案はいずれも多数をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) 日程第十、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

右 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和四十九年二月二十六日

内閣総理大臣 田中 角榮

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和49年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会昭和49年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和49年度収支予算

予算総則

第1条 昭和49年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約（以下「普通契約」という。）にあつては315円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約（以下「カラー契約」という。）にあつては465円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ3,465円、5,115円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ1,735円、2,560円とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額は、特例措置として普通契約250円、カラー契約400円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ2,750円、4,400円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ1,375円、2,200円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第5条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の数率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金で、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第10条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に関係する経費の支出に充てることができる。

昭和49年度収支予算書

(事業収支)

(項)	事業収入	事業支出
(1) 受取金収入	130,945,250千円	
(2) 雑収入	122,940,382千円	
(3) 特別収入	2,837,667千円	
(4) 事業別支出	4,878,703千円	
(5) 給与	130,945,250千円	
(6) 国内放送	48,983,638千円	
(7) 国際放送	31,583,577千円	
(8) 国内放送	845,476千円	
(9) 国際放送	14,946,351千円	
(10) 調査研究	1,730,766千円	
(11) 設備	14,593,607千円	
(12) 特別支出	13,970,000千円	
(13) 特別支出	3,408,417千円	
(14) 特別支出	328,388千円	
(15) 特別支出	550,000千円	

(資本収支)

(項)	資本収入	資本支出
(1) 受取金収入	19,586,000千円	
(2) 雑収入	13,970,000千円	
(3) 特別収入	530,000千円	
(4) 事業別支出	886,000千円	
(5) 給与	2,000,000千円	
(6) 国内放送	2,200,000千円	
(7) 国際放送	19,586,000千円	
(8) 国内放送	14,000,000千円	
(9) 国際放送	886,000千円	
(10) 調査研究	2,000,000千円	
(11) 設備	2,700,000千円	
(12) 特別支出		

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は126,066,547千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は130,616,862千円であり、経常事業収支差金は-4,550,315千円である。

昭和49年度事業計画

1 計画概説

昭和49年度における日本放送協会の計画運営については、社会、経済情勢に即応して、極力業務の効率化を推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及につとめるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえる。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも受信者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網、ラジオにおいては、超短波放送局の建設を行う。

(2) テレビジョン、ラジオ放送ともに放送系統の性格に即して、番組内容を充実刷新するとともに、カラーテレビジョン放送時間の拡充を行う。

また、ローカル放送においては、地域社会の実情に即応した番組の充実刷新を図る。

(3) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用についても積極的に促進する。

(4) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化と視聴者態様の多様化、複雑化に即応した事業活動を推進し、受信者の開拓につとめるとともに、受信者の理解と協力をうよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行い、放送効果の増大を図る。

(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に処処し、経営全般にわたり業務の効率化をいっそう積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に77億2,500万円、放送設備の充実、改善に38億2,300万円、研究設備の整備等に29億5,200万円、総額140億円をもつて施行する。

(1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の離れ離れ地域の解消を図るため、200地区にテレビジョン局の建設を完成し、120地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、900施設を設置する。

また、県域放送を実施するため2局のテレビジョン局の建設の調査を行うほか、テレビジョン放送機器の整備改善等を行う。

これらに要する経費は、74億3,100万円である。

(2) ラジオ放送網計画

超短波放送について20局の建設を完成し、10局の建設に着手するほか、ラジオ放送機器の整備改善等を行う。

これらに要する経費は、2億9,400万円である。

(3) 放送設備整備計画

放送番組の充実に対応し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行うこととし、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行う。

これらに要する経費は、33億2,300万円である。

(4) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行うほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舍の整備等を行う。

これらに要する経費は、29億5,200万円である。

3 事業運営計画

(1) 要員および給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめることとし、前年度どおり総員を16,560人とする。

これに要する給与は、総額489億8,863万8千円である。

(2) 国内放送

放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、1日18時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番組内容の充実強化を図る。なお、カラーテレビジョン放送時間は、教育テレビジョンにおいて1日11時間増加し、前年度の22時間30分に対し、23時間30分とする。ローカル放送においては、1日1時間30分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の充実を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行う。また、超短波放送は、1日18時間の放送時間により、県域を基本とするニュース・イソフ・メーション番組等ローカル放送の定着につとめ、あわせてその特性を生かした音楽番組の充実を図る。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用についても積極的に促進する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、203億8,965万8千円である。すなわち、番組制作に177億9,111万9千円、番組の編成企画その他に25億9,853万9千円である。

放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対応し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、67億3,622万3千円である。

通信施設関係については、前年度46億9,929万1千円に対し、1億4,159万5千円の減額と

なり、総額 44 億 5,769 万 6 千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度 305 億 7,806 万 8 千円に対し、10 億 550 万 9 千円の増額となり、総額 315 億 8,357 万 7 千円である。

(3) 国際放送

国際放送については、1 日 37 時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度 8 億 207 万 6 千円に対し、4,340 万円の増額となり、総額 8 億 4,547 万 6 千円である。

(4) 営業関係

営業関係については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進することとし、協会事業の周知、電波障害対策等受信の改善を積極的に行なうとともに、極力、受信契約者の維持開発につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度 131 億 2,094 万 5 千円に対し、18 億 2,540 万 6 千円の増額となり、総額 149 億 4,635 万 1 千円である。すなわち、広報および受信改善関係に 12 億 2,431 万 5 千円、契約収納関係に 128 億 7,003 万 6 千円、未収受信料欠損償却費に 13 億 5,200 万円である。

(5) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民世論調査、番組視聴状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送衛星に関する開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

このため、前年度 17 億 2,379 万円に対し、700 万 6 千円の増額となり、総額 17 億 3,079 万 6 千円である。

(6) 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業態様の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度 128 億 4,761 万 2 千円に対し、19 億 4,599 万 5 千円の増額となり、総額 145 億 9,360 万 7 千円である。すなわち、一般管理に 15 億 8,285 万円、施設の維持管理に 23 億 9,882 万 1 千円、職員の厚生保健に 68 億 943 万 4 千円、退職手当その他に 88 億 250 万 2 千円である。

(7) 減価償却費および財務関係

減価償却費 139 億 7,000 千円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費 34 億 841 万 7 千円および予備費 5 億 5,000 万円を計上する。

(8) 特別収入および特別支出関係

特別収入は、前年度予算において使用を繰り延べた事業安定のための資金の受け入れ 34 億 9,300 万円、固定資産売却益等 13 億 8,570 万 3 千円、総額 48 億 7,870 万 3 千円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等 3 億 2,838 万 8 千円を計上する。

なお、前年度予算において東京放送会館売却収入をもつて実施することとした債務返還金のうち 87 億円については、経済情勢の推移等に伴い、その実施を本年度に繰り越すこととする。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 49 年度	昭和 48 年度	増	減
年度	初頭	6,180,000	8,520,000	2,340,000	
年度	内新規	716,000	1,017,000	301,000	
年度	内廃止	2,476,000	3,367,000	881,000	
年度	内増加	1,760,000	2,340,000	580,000	

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 49 年度	昭和 48 年度	増	減
年度	初頭	389,000	282,000	107,000	
年度	内新規	207,000	168,000	44,000	
年度	内廃止	66,000	56,000	10,000	
年度	内増加	141,000	107,000	34,000	

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 49 年度	昭和 48 年度	増	減
年度	初頭	18,512,000	15,612,000	2,900,000	
年度	内新規	4,320,000	4,331,000	11,000	
年度	内廃止	1,890,000	1,431,000	459,000	
年度	内増加	2,430,000	2,900,000	470,000	

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 49 年度	昭和 48 年度	増	減
年度	初頭	83,000	19,000	64,000	
年度	内新規	162,000	70,000	92,000	
年度	内廃止	20,000	6,000	14,000	
年度	内増加	142,000	64,000	78,000	

(参考 1)

前記 4 のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

7 有料契約者見込数

区	分	昭和49年度	昭和48年度	増	減
年度	初頭契約者数	106,000	121,000	▲	15,000
年度	内新規契約者数	26,000	24,000		2,000
年度	内廃止契約者数	41,000	39,000		2,000
年度	内増加契約者数	15,000	15,000		0

1 受信料免除者見込数

区	分	昭和49年度	昭和48年度	増	減
年度	初頭免除者数	3,880	3,140		720
年度	内新規免除者数	710	730		20
年度	内廃止免除者数	10	10		0
年度	内増加免除者数	700	720	▲	20

(2) カラー契約

7 有料契約者見込数

区	分	昭和49年度	昭和48年度	増	減
年度	初頭契約者数	56,000	26,000		31,000
年度	内新規契約者数	35,000	33,000		2,000
年度	内廃止契約者数	5,000	2,000		3,000
年度	内増加契約者数	30,000	31,000	▲	1,000

1 受信料免除者見込数

区	分	昭和49年度	昭和48年度	増	減
年度	初頭免除者数	180	10		170
年度	内新規免除者数	200	170		30
年度	内廃止免除者数	0	0		0
年度	内増加免除者数	200	170		30

(参考2)

有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度	初頭契約者数	6,180,000	18,512,000	24,692,000
年度	内増加契約者数	1,760,000	2,430,000	670,000
年度	内増加契約者数	4,420,000	20,942,000	25,362,000

昭和49年度資金計画
昭和49年度収支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

1 本年度の入金額

受信料については、受信料収入予算1,229億4,088万2千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額1,202億6,950万円を予定する。

放送債券については、20億円発行による入金額19億8,000万円、長期借入金については、22億円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入2億8,804万8千円、受入利息等雑収入28億3,766万7千円、固定資産売却収入15億5,631万5千円、放送債券償還積立資産の増し入れ8億8,600万円、受信料前受金等62億8,816万1千円を見込む。

2 本年度の出金額

事業経費1,113億3,644万5千円、建設経費140億円、放送債券の償還20億円、前年度から繰り越した87億円を含め長期借入金の返還114億円、放送債券償還積立資産へ繰入れ8億8,600万円、予備費5億5,000万円、支払利息等45億1,943万1千円をあわせ出金額は、総額1,446億9,187万6千円である。

3 資金の需要および調達を4半期にみれば、別表のとおりである。

別表

(単位 千円)

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合 計
1	前期末資金有高	13,900,000	14,283,967	14,214,036	14,258,688	—
2	入 金	36,419,606	27,827,083	38,186,894	36,872,108	136,305,691
1	受 信 料	81,965,891	26,070,802	34,393,888	27,838,919	120,269,500
2	放 送 債 券	0	0	0	1,980,000	1,980,000
3	長 期 借 入 金	0	0	0	2,200,000	2,200,000
4	交 付 金 収 入	61,318	61,318	97,318	68,094	288,048
5	雑 収 入	298,825	1,022,669	298,825	1,217,348	2,837,667
6	固定資産売却収入	8,340	8,340	252,830	1,287,305	1,566,315
7	放送債券償還積立資産の増し入れ	0	0	0	886,000	886,000
8	前 受 金 等	1,085,232	663,954	3,144,533	1,394,442	6,288,161
9	事業経費	33,035,639	27,897,014	38,142,232	45,616,991	144,691,876
10	建設経費	27,537,006	23,510,804	32,927,032	27,361,608	111,336,445
11	放送債券償還	1,788,212	2,823,907	4,590,884	4,796,997	14,000,000
12	長期借入金返還	30,000	270,000	30,000	1,670,000	2,000,000
13	放送債券償還積立資産繰入れ	2,700,000	0	0	8,700,000	11,400,000
14	予 備 費	0	0	0	886,000	886,000
15	支払利息等	137,500	137,500	137,500	137,500	550,000
16	期末資金有高	842,921	1,154,803	456,816	2,064,891	4,519,431
17		14,283,967	14,214,036	14,258,688	5,513,815	—

日本放送協会昭和49年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和49年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。
昭和49年2月

郵 政 大 臣

日本放送協会昭和49年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和49年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当である。

なお、協会は、事業計画等の実施に当たって、下記の点に十分配慮すべきものと考ええる。

記

- 1 昭和49年度予算は、前年度予算において保留した事業安定のための資金を使用する等して、収支の均衡を図っているが、昭和49年度予算の執行に当たっては、受信料収入の確保に努めるとともに、経費の効率的使用を図り、視聴者に対するサービスの向上に努めるべきである。
- 2 テレビジョン放送の難視聴解消については、国民の強い要望と放送の全国普及を図るべき協会の使命とにかんがみ、更に効率的にこれを実施するよう格段の努力を傾けるべきである。

理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和49年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長廣瀬正雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔廣瀬正雄君登壇〕

○廣瀬正雄君 ただいま議題となりました件について、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和四十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算は、事業収支において、経常収入が一十二億六千七百万円であり、これに対し、経常支出は一十三億六千二百万円でありまして、その結果、経常収支は四十五億五千万円の支出超過となっておりますが、前年度予算で保留した事業安定化資金三十四億九千万円を使用する等いたしましたので、事業収支の均衡をはかっております。

また、資本収支においては、収入、支出とも百九十五億九千万円でありましたが、このうち建設費は百四十億円となっております。

次に、事業計画は、難視聴解消をはかるための中継局等の建設、放送番組の充実刷新等の諸施策を実施することとしております。

なお、本件には、「おおむね適当である。」との郵政大臣の意見が付されております。

通信委員会におきましては、二月二十六日本件の付託を受け、数回の会議の後、三月十三日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって本件は、これを承認すべきものと議決した次第であります。

す。

なお、委員会は「本件に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第十一 学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会、内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第十一、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔反対、反対と呼び、その他発言する者多し〕

〔退場する者あり〕

学校教育法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年三月三十日

内閣総理大臣 田中 角榮

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「校長」の下に「教頭を加え、」事務職員を置かない」を「教頭若しくは事務職員を置かず、又は教頭に代えて助教諭若しくは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置く」に改め、同条第二項中「助教諭その他」を削り、同条第四項及び第五項中「掌る」を「つかさどる」に改

め、同条第三項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同項の次に次の二項を加える。

教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。

第二十八条に次の二項を加える。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

第五十条第一項中「校長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第五十条第二項中「助教諭」を「養護助教諭、実習助手」に改め、同項の次に次の二項を加える。

実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

第五十条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。

第五十一条中「第七項」を「第十一項」に改める。

第七十条及び第七十条の九中「第六項」を「第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十三条の次に次の二条を加える。

第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならない。寮母は、寄宿舎における児童、生徒又は幼

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

学校教育法の一部を改正する法律案

五六二

児の養育に従事する。

第七十六条中「第二十八条(第四十条及び第五十一条を、第二十八条(第四十条、第五十一条及び第八十二条に改める。

第八十一条第一項中「校長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かず、又は教頭に代えて助教諭若しくは講師を置くことができる。

第八十一条第二項中「前項のほか、」の下に「養護教諭、養護助教諭その他」を加え、同条第四項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどる」に改め、同項の次に次の一項を加える。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び幼児の保育をつかさどる。

第八十二条中「第三十四条」を「第二十八条第五項、第七項及び第九項から第十一項まで並びに第三十四条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(関係法律の一部改正)

第二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「校長」の下に「教頭」を加える。
第二条中「並びに」を「、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに」に改める。

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「助教諭」の下に「教頭」を、

「養護教諭」の下に「養護助教諭」を加える。
第四条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第五の備考中「教頭」を「教頭、養護」に

改め、同表への備考中「園長」を「園長、養護」に改める。

第五条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「本務として定時制教育」を「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育」に改める。

第六条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「若しくは教頭」を、「校長」の下に「又は教頭」を加え、「教諭、助教諭又は」を「又は教諭、助教諭若しくは」に改める。

第七条 女子教育職員の出身に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第八条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「教諭」を「並びに教諭」に改める。

第七条中「校長」の下に「教頭」を加える。

第十条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「教諭、」を「教頭、教諭、」に改める。

第十一条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第十二条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校における教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「教頭」を加える。

理由

小学校、中学校、高等学校等における教職員の組織及び職務を明確にするため、これらの学校に独立の職として教頭を置くことを法律上明らかにするとともに、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長稲葉修君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○稲葉修君登壇
「稲葉修君登壇」

ただいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、
第一に、小学校、中学校、高等学校、盲、養護学校及び幼稚園には、独立の職として教頭を置くことを法律上明確に規定すること。

第二に、教頭の職務は、校長を助け、校務を整理し、及び児童生徒の教育をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なうこととする。

第三に、小学校、中学校、高等学校及び盲、養護学校等における講師、養護助教諭、実習助手及び寮母の設置及び職務内容について規定すること。

第四に、この法律の施行期日を、公布の日から起算して三月を経過した日とすること。

等であります。
本案は、第七十一回国会に提出され、今国会に継続されているものであります。

今国会においては、二月二十日質疑に入り、以後、審査を重ねましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、三月一日本案に対する質疑を終了、次いで、受田新吉君外一名から、本案に対し、教頭は、学校の管理運営上の職務に従事することとし、必要に応じ教育または保育をつかさどることとする等を趣旨とする自由民主党及び民社党の共同提案にかかる修正案が提出されました。

本修正案及び原案については、討論の申し出がないため、直ちに採決に入り、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決、よつて、本案は修正議決されました。

次いで、受田新吉君外一名から、本案に対し、自由民主党及び民社党の共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

学校教育法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

学校教育法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十八條第一項の改正規定中「教頭若しくは事務職員を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置く」を「教頭又は事務職員を置かない」に改める。

第二十八條第三項の次に二項を加える改正規定中「及び児童の教育」を「及び必要に応じ児童の教育」に改める。

第二十八條に二項を加える改正規定中「二項」を「三項」に改め、同改正規定に次の一項を加える。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第五十條第一項の改正規定を次のように改める。

第五十條第一項中「校長」の下に「教頭」を加える。

第五十條第二項の次に一項を加える改正規定中「二項」を「三項」に改め、同改正規定に次の一項を加える。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第八十一條第一項にただし書を加える改正規定中「教頭を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を置くことができる」を「教頭を置かないことができる」に改める。

第八十一條第三項の次に一項を加える改正規定中「二項」を「三項」に、「及び児童の保育」を「及び必要に応じ児童の保育」に改め、同改正規定に次の一項を加える。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

附則第十二條中「昭和四十八年法律第 号」を「昭和四十九年法律第二号」に改める。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

出席國務大臣

法務大臣	中村 梅吉君
外務大臣	大平 正芳君
大蔵大臣	福田 赳夫君
文部大臣	奥野 誠亮君
厚生大臣	齋藤 邦吉君
通商産業大臣	中曾根康弘君
運輸大臣	徳永 正利君
郵政大臣	原田 憲君
國務大臣	小坂徳三郎君
國務大臣	二階堂 進君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る十五日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十五年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置

(報告書受領)

一、昨十八日、人事院総裁佐藤達夫君から、一般職の職員の給与に関する法律及び学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法に基づく教員給与の改善についての報告を受領した。

(要求書受領)

一、今十九日、内閣から、人事官に加藤六美君を任命したいので、国家公務員法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十九日、内閣から、中央更生保護審査会委員に川嶋眞一君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十九日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に橋井眞君を任命したいので、日本銀行法第十三條ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十五日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 松本 善明君(理事松本善明君去る十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員 福永 健司君 補欠 塩谷 一夫君

文教委員 高見 三郎君 補欠 田中 正巳君

予算委員 塩谷 一夫君 補欠 福永 健司君

田中 正巳君 補欠 高見 三郎君

小泉純一郎君 補欠 瓦 力君

小泉純一郎君 補欠 瓦 力君

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

補欠

上田 茂行君 補欠 伊平君

床次 徳二君 補欠 森 美秀君

林 大幹君 補欠 宮崎 茂一君

越智 伊平君 補欠 上田 茂行君

宮崎 茂一君 補欠 林 大幹君

森 美秀君 補欠 床次 徳二君

社会労働委員 補欠

辞任 補欠

粕谷 茂君 補欠 床次 徳二君

小林 正巳君 補欠 林 大幹君

床次 徳二君 補欠 粕谷 茂君

林 大幹君 補欠 小林 正巳君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員 津川 武一君 補欠 中川利三郎君

廣沢 直樹君 補欠 有島 重武君

中川利三郎君 補欠 津川 武一君

有島 重武君 補欠 廣沢 直樹君

物価問題等に関する特別委員 補欠

辞任 補欠

山中 吾郎君 補欠 兒玉 末男君

小林 政子君 補欠 寺前 巖君

兒玉 末男君 補欠 山中 吾郎君

寺前 巖君 補欠 小林 政子君

沖繩及び北方問題に関する特別委員 補欠

辞任 補欠

瀬長亀次郎君 補欠 中略 雅弘君

渡部 一郎君 補欠 小川新一郎君

中略 雅弘君 補欠 瀬長亀次郎君

渡部 一郎君 補欠 小川新一郎君

(条約提出)

一、昨十八日、内閣から提出した条約は次のとおりである。

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

朗読を省略した議長長の報告 議案に関する報告書

民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

保育所等整備緊急措置法案(金子みつ君外九名提出)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

都市再開発法の一部を改正する法律案

一、昨十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案

(案約付託)

一、昨十八日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

以上二件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等

共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案(内閣提出第四五号)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

保育所等整備緊急措置法案(金子みつ君外九名提出、衆法第六号)

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、第七十一回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律案

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

保育所等整備緊急措置法案(金子みつ君外九名提出)

(質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

行政指導による価格設定に関する質問主意書(玉置一徳君提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は

次のとおりである。
有線放送電話に関する質問主意書(小沢貞孝君提出)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案

(左藤憲君外八名提出、第七十一回国会衆法第六五号)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、伝統的工芸品産業の振興を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、一定地域で主として伝統的な技術等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び、将来も存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 伝統的工芸品の指定

通商産業大臣は、伝統的工芸品産業審議会の意見をきいて、主として日常生活用に供され、その製造過程の主要部分が手工業的であり、伝統的技術又は技法により、伝統的に使用されてきた原材料を主として用い、一定の地域において少なくとも数人の者によつて製造される工芸品を、伝統的工芸品として指定する。

3 振興計画の作成・認定

伝統的工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合等は、伝統的工芸品産業に関する振興計画を作成し、これを都道府県知事(伝統的工芸品の製造地域の全部が指定都市の区域に属する場合は指定都市の長)を経由して通商産業大臣に提出し、その振興計画

が適当である旨の認定を受けることができる。

4 振興計画の内容

伝統的工芸品産業に関する振興計画には、従事者の後継者の確保及び育成、従事者の研修、技術又は技法の継承及び改善、原材料の確保及び研究、需要の開拓、作業場その他作業環境の改善、原材料の共同購入、製品の共同販売及び事業の共同化、品質の表示、消費者への適正な情報の提供、従事者の福利厚生等、伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項について定めるものとする。

5 認定振興計画の実施に要する経費の補助等

国及び地方公共団体は、認定を受けた振興計画に基づく事業を実施する事業協同組合等に対し、その事業を実施するため必要な経費の一部を補助することができるほか、必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努め、税制上必要な措置を講ずるものとする。

6 伝統的工芸品産業審議会

通商産業省に、附属機関として、委員二十五人以内で組織する伝統的工芸品産業審議会を置き、委員は、伝統的工芸品産業に関し学識経験のある者のうちから通商産業大臣が任命する。審議会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、伝統的工芸品産業に関する重要事項を調査審議する。

7 伝統的工芸品産業振興協会の設立

事業協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会と称する全国を通じて一個の民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

8 その他

伝統的工芸品として指定されている旨の表示、通商産業大臣の指導、助言等について定める。

9 施行期日

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、伝統的工芸品産業の特質と実情にかんがみ、その振興を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一億六千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表し、中曾根通商産業大臣から特に異議はない旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十九年三月十二日

商工委員長 濱野 清吾

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、十分な予算の確保に努めるとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 伝統的工芸品産業審議会の構成にあたっては、各地域の伝統的工芸品産業関係者の意見が十分反映されるよう配慮すること。

二 伝統的工芸品産業振興協会については、伝統的工芸品を製造する事業者の全国的な支援と協力を得られる形で設立されるよう指導すること。

三 伝統的工芸品産業の従事者について、功勞報奨制度等の創設を検討すること。

四 伝統的工芸品の原材料の確保を図るため、そ

の賦存、需給関係等を十分調査し、価格及び供給の安定対策を推進すること。

五 伝統的工芸品の取引の安定等のための事業について、税制上の優遇措置を検討すること。

六 政府関係中小企業金融機関の伝統的工芸品産業に対する貸付制度について、その拡充を図ること。

七 伝統的工芸品類似の外国製品の輸入及び販売に対しては、伝統的工芸品産業の存立がおよびや

かされることのないよう十分対処すること。

八 伝統的工芸品に類似した工芸品の産業については、その実態と必要性に応じ積極的振興を図ること。

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 国賓及びこれに準ずる賓客の宿泊等に関する接遇を行うため、総理府本府の附属機関として迎賓館を設置する。

2 同和对策協議会は、同和对策事業の効果的な推進を図るため、今後ともその積極的な活動が必要であり、また、同和对策事業特別措置法は昭和五十四年三月三十一日まで有効とされているので、同協議会の設置期限を昭和五十四年三月三十一日まで五年間延長する。

なお、施行期日は、昭和四十九年四月一日としている。ただし、同和对策協議会の設置期限の延長に係る改正規定は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、国賓及びこれに準ずる賓客の接遇のため、並びに同和对策事業の効果的な推進を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約二億七千六

万円が、昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十九年三月十二日

内閣委員長 徳安 實蔵

衆議院議長 前尾繁三郎殿

外務省設置法の一部を改正する法律案（第七十一回国会法第一四号、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現在我が国はアジア諸国との関係において、日中国交正常化に伴い対中国関係を安定的な基礎の上に発展せしめるとともに、その他のアジア諸国に対する経済、経済協力等広範な分野において積極的な対アジア外交を進めており、アジア局の事務量も増大しているため、その所掌事務の円滑な遂行に資するため、同局に次長一人を置くこととするのが本案の要旨及び目的である。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、外交事務の円滑な遂行を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年三月十二日

内閣委員長 徳安 實蔵

衆議院議長 前尾繁三郎殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案（第七十一回国会法第九号、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 水道水源の確保、水道事業の広域化並びに一般廃棄物、産業廃棄物の排出量の増大等に

対処し、生活環境施設の整備を積極的に推進するため、環境衛生局に水道環境部を設置すること。

2 従来の統計調査等の業務に加えて、電子計算機を利用して、各種の情報の整理、分析を迅速に行い、国民生活に密着した厚生行政の一層の推進を図るため、大臣官房の統計調査部を統計情報部に改組すること。

3 その他所要の改正を行うこと。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、厚生行政の推進を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約一千万円が、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十九年三月十二日

内閣委員長 徳安 實蔵

衆議院議長 前尾繁三郎殿

商法の一部を改正する法律案（第七十一回国会法第一〇二号、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、株式会社の運営の適正及び安定を図り、資金の調達方法に改善を加える等のため、早急に必要とする事項について、改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 監査役は、会計監査のほか業務監査をも行うこととする。

2 親会社の監査役は子会社に対し、営業の報告を求め、その事項に関して業務及び財産状況を調査することができる。ただし、子会社

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

議案に関する報告書

は正当な理由があるときは、これを拒否することができるとする。

3 監査役は、取締役の違法行為に対し、その差止めを請求することができることとし、差止めの仮処分には保証を立てることを要しないこととする。

4 定款をもつて、取締役の選任につき累積投票の請求を完全に排除できることとする。

5 新株発行にあつて、法定準備金を資本に組み入れ、株主に対し発行価額の一部の払込みを要しない株式を発行することを認めることとする。

6 転換社債の発行については、原則として取締役会の決議によつてすることができることとする。

7 営業年度を一年とする株式会社について、いわゆる中間配当のみを開くこととする。

8 すでに営業を廃止しているいわゆる休眠会社を整理する方途を講ずることとする。

9 商人は、会計帳簿及び貸借対照表の作成を要することとし、商業帳簿の作成に関する規定の解釈については、公正なる会計慣行を斟酌すべきこととする。

10 この法律は、公布の日から起算して六月以内の政令で定める日から施行する。ただし、累積等の規定は公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、株式会社の運営の適正と安定を図り、資金の調達を容易にするとともに株主の利益を保護する等のため、必要な措置を講じようとするもので妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十九年三月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
法務委員長 小平 久雄

株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案(第七十一回国会開法第一〇三号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、株式会社の実情にかんがみ、特に大規模の株式会社及び中小規模の株式会社の監査制度について、それぞれ改正後の商法の特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 資本金五億円以上の株式会社は、計算書類について、定時総会前会計監査人(公認会計士又は監査法人)の監査を受けることとする。

2 会計監査人は、会社の会計帳簿及び書類を閲覧し、業務及び財産状況を調査することができることとする。

3 親会社の会計監査人は、子会社に対し、会計に関する報告を求め、その事項に関し業務及び財産状況を調査することができる。ただし、子会社は正当な理由があるときはこれを拒否することができることとする。

4 資本金一億円以下の株式会社においては、監査役は会計監査のみを行うものとし、監査報告書の記載事項は特に定めのない等の措置を講ずることとする。

5 この法律は、公布の日から起算して六月以内の政令で定める日から施行する。ただし、資本金十億円以上で証券取引法の適用のない会社及び銀行等並びに資本金五億円以上十億円未満の証券取引法の適用のない会社及び銀行等については、それぞれ別に適用期日を定めることとする。

二 議案の可決理由

本案は、大規模の株式会社及び中小規模の株式会社の監査制度について、それぞれ改正後の商法の特例を設けようとするもので妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十九年三月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
法務委員長 小平 久雄

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第七十一回国会開法第一〇四号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、「商法の一部を改正する法律」及び「株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律」の施行に伴い、非訟事件手続法は三十二の関連する諸法律について、改正を要するものの整理等を一括して行おうとするもので、この法律は、公布の日から起算して六月以内の政令で定める日から施行する。ただし、非訟事件手続法の一部改正等の規定は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、商法の一部を改正する法律等の施行に伴い関係法律の規定を整理し、経過措置を定める等の改正を行おうとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十九年三月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
法務委員長 小平 久雄

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和四十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

なお、本件には、「おおむね適当である。」との郵政大臣の意見が付されている。

二 本件の要旨

収支予算は受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の基本準則を示す総則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めるものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 収支予算

1 受信料	月額	三、一五〇円
普通契約	月額	一、七三五円
(前納)	月額	三、四六五円
(前納)	月額	四、六五〇円
カラー契約	月額	二、五六〇円
(前納)	月額	五、一一五円
(前納)	月額	五、一一五円
ただし、沖縄県の区域においては、特例措置として		
普通契約	月額	二、五〇〇円
(前納)	月額	一、三七五円
(前納)	月額	二、七五〇円
カラー契約	月額	四、四〇〇円
(前納)	月額	二、二〇〇円
(前納)	月額	四、四〇〇円

2 事業収支		
事業収入	一、三〇九億四、五二五万円	
事業支出	一、三〇九億四、五二五万円	
3 資本収支		
資本収入	一九五億八、六〇〇万円	
資本支出	一九五億八、六〇〇万円	
また、事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は一、二六〇億六、六五四万七千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は一、三〇六億一、六八六万二千円であり、その結果、経常事業収支は四五億五、〇三二万五千円の支出超過と		

なつてゐる。このため昭和四十八年度予算において保留した事業安定のための資金三四億九、三〇〇万円を使用する等して事業収支の均衡を図つてゐる。

(二) 事業計画

社会、経済情勢に即応して、業務の効率化を推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及につとめるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたへることとしてゐるが、その計画の主要な項目は次のとおりである。

- 1 放送網の建設としては、まずテレビジョンについて、その難視聴地域の解消を図るため、二〇〇地区に中継局の建設を完成し、一、二〇〇地区の建設に着手するほか、迎地における共同受信施設については、九〇〇施設を設置する。また、県域放送を実施するため二局のテレビジョン局の建設の調査を行うほか、テレビジョン放送機器の整備改善等を行う。ラジオについては、超短波放送局二〇〇局の建設を完成し、一〇〇局の建設に着手するほか、ラジオ放送機器の整備改善等を行う。
- 2 放送番組については、テレビジョン、ラジオとも放送系統の性格に即して、番組内容を充実刷新するとともに、教育放送についてカラー放送時間を一日一時間増加する。

また、ローカル放送においては、地域社会の実情に即応した番組の充実刷新を図る。

- 3 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面及び社会教育面への利用を促進する。
- 4 受信契約者の普及については、いつそう受信者の開発につとめるとともに、協会事業の周知、受信の改善を積極的に行い、受信契約者の維持増加を図る。

5 国際放送については、番組内容の充実刷新を行い、放送効果の増大を図る。

6 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

7 経営管理については、経営全般にわたる業務の効率化をいっそう推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

(三) 資金計画

1 年度内の入金額は総額一、三六三億五九万一千円を予定しているが、その内訳は、受信料については受信料収入予算から年度内に収納に至らない額を控除した受信料収納額一、二〇二億六、九五〇万円、放送債券については、二〇億円発行による入金額一九億八、〇〇〇万円、長期借入金二億円及びその他の収入一八億五、六一九万一千円となつてゐる。

2 年度内の出金額は総額一、四四六億九、一八七万六千円を予定しているが、その内訳は、事業経費一、一一三億三、六四四万五千円、建設経費一四〇億円、放送債券の償還二〇億円、前年度から繰り越した八七億円を含め長期借入金の返還一一四億円及びその他の出金五九億五、五四三万一千円となつてゐる。

三 本件の議決理由

日本放送協会の昭和四十九年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のごとき附帯決議を付することに決した。右報告する。

昭和四十九年三月十三日

通信委員長 廣瀬 正雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき承認を求めたの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施につとむべきである。

- 一 放送法の精神にのっとり、表現の自由と放送の不偏不党を確保すること。
- 一 都市難視聴を含めて、難視聴地域の解消を推進すること。
- 一 政府は、命令による国際放送の費用について、十分な額の予算化をはかること。
- 一 協会は、負担の公平をはかり、あわせて経営基盤の強化に資するため、積極的に受信契約者の維持開発と受信料収入の確保をはかること。
- 一 協会は、業務の効率的運営を推進するとともに、業務に携わる従業員の待遇改善についても配慮すること。

右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出 第七十一回国会閣法第一二二号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園には、教頭を置かなければならないこと。ただし、小学校、中学校及び幼稚園には、特別の事情のあるときは、これを置かないことができること。

2 小学校、中学校及び高等学校の教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び児童生徒の教育をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行うこと。幼稚園の教頭も、これに準ずること。

3 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならないこと。

4 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園には、特別の事情のあるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができることとする。講師の職務を規定すること。

5 小学校及び中学校には、特別の事情のあるときは、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができることとする。その職務を規定すること。

6 高等学校には、実習助手を置くことができることとする。その職務を規定すること。

7 1、2、4、5及び6の規定は、盲、聾、養護学校に準用すること。

8 盲、聾、養護学校には、特別の事情のあるときを除き、寄宿舎を設けなければならないこと。

9 寄宿舎を設ける盲、聾、養護学校には、寮母を置かなければならないこととする。その職務を規定すること。

10 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

11 市町村立学校職員給与負担法その他関係法律について、所要の規定を整備すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、教頭は、学校の管理運営上の職務に従事することとし、必要に応じ教育又は保育をつかさどることとする等を趣旨とする修正を行うことが適当と認められるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

議案に関する報告書

昭和四十九年三月一日

文教委員長 稻葉 修

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「校長の下に」「教頭」を加え、「事務職員を置かない」を「教頭若しくは事務職員を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置く」に改め、同条第二項中「助教諭その他」を削り、同条第四項及び第五項中「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどり」に改め、同項の次に次の二項を加える。

教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。

第二十八條に次の二項を加える。
講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

第五十条第一項中「校長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、特別の事情のあるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第五十条第二項中「助教諭」を「養護助教諭、実習助手」に改め、同項の次に次の二項を加える。

実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第五十条の次に次の一条を加える。
第五十条の二 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならぬ。

第五十一条中「第七項」を「第十一項」に改める。
第七十条及び第七十条の九中「第六項」を「第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。
第七十三条の次に次の二条を加える。

第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けなければならない。
第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならぬ。

寮母は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の養育に従事する。
第七十六条中「第二十八条(第四十条及び第五十一条を「第二十八条(第四十条、第五十一条及び第八十二条」に改める。
第八十一条第一項中「園長」の下に「教頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かず、又は教諭に代えて助教諭若しくは講師を置くことができる。

第八十一条第二項中「前項のほか、」の下に「養護教諭、養護助教諭その他」を加え、同条第四項中「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどり」に改め、同項の次に次の二項を加える。
教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び

○必要に応じ

○幼児の保育をつかさどる。
特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第八十二条中「第三十四条」を「第二十八条第五項、第七項及び第九項から第十一項まで並びに第三十四条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。

(関係法律の一部改正)

第二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「校長」の下に「教頭」を加える。
第二条中「並びに」を「、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに」に改める。

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「助教諭」の下に「教頭」を、「養護教諭」の下に「養護助教諭」を加える。

第四条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第五の備考中「教頭」を「教頭、養護」に改め、同表への備考中「園長」を「園長、養護」に改める。

第五条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「本務として定時制教育」を「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育」に改める。

第六条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「若しくは教頭」を、「の校長」の下に「又は教頭を加え、」教諭、助教諭又は」を「又は教諭、助教諭若しくは」に改める。

第七条 女子教育職員の出身に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第八条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「教諭を」並びに「教諭」に改める。

第七条中「校長」の下に「教頭」を加える。

第十条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「校長」の下に「及び教頭」を加え、「教諭を」並びに「教諭」に改める。

第九条中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

第十一条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「教頭」を加え

る。

〔別紙〕

学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 本案第二十八条第十二項の規定の運用については、過密及び過疎地域等の教育水準が低下することのないよう限定された場合に適用すること。

二 養護教諭及び事務職員は、できる限り早い機会に各学校に必置するよう政府は格別の努力をすること。

右決議する。

去る十五日は、会議を開くに至らなかったの
で、同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第十六号

昭和四十九年三月十五日(金曜日)

正午開議

第一 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本
国政府とソヴィエト社会主義共和国連
邦政府との間の条約の締結について承
認を求めるの件 (前会の続)

第二 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並
びにその環境の保護に関する日本国政
府とオーストラリア政府との間の協定
の締結について承認を求めるの件

第三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律
案(第七十一回国会、左藤恵君外八名提
出) (前会の続)

第四 総理府設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第五 外務省設置法の一部を改正する法律案
(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送
付)

第六 厚生省設置法の一部を改正する法律案

(第七十一回国会、内閣提出)(参議院送
付)

第七 商法の一部を改正する法律案(第七十
一回国会、内閣提出)(参議院送付)

第八 株式会社等の監査等に関する商法の特例
に関する法律案(第七十一回国会、内閣
提出)(参議院送付)

第九 商法の一部を改正する法律等の施行に
伴う関係法律の整理等に関する法律案
(第七十一回国会、内閣提出)(参議院
送付)

第十 放送法第三十七条第二項の規定に基づ
き、承認を求めるの件

第十一 学校教育法の一部を改正する法律案
(第七十一回国会、内閣提出)

昭和四十九年三月十九日 衆議院會議録第十八号

五七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定部 五十円

郵政料込

発行所

東京第港区赤坂奥町二番地 郵便番号一〇七

大蔵省印刷局

電話 東京 五八二四四二(大代)